

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日

安芸高田市長 藤本 悦志

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市行第 66 号）の一部を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市行第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。